

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

36 協定届の新様式について

2021年4月から36協定届の様式が変更になります。

① 36協定届における押印・署名の廃止
労働基準監督署に届け出る36協定届について、記名は従来通り必要ですが、使用者の押印及び署名が不要となります。

※36協定届と協定書を兼ねる場合は、使用者と労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。



② 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設
36協定の適正な締結のため、労働者代表(*)についてのチェックボックスが新設されます。

- 管理監督者ではないこと
 - 36協定を締結する者を選挙することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
 - 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと
- 以上を確認する内容となっています。

(*)労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

36 協定 新様式

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号 []
法人番号 []

様式第9号(第16条第1項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
			平(①については360時間 ②については300時間まで) 算日 月日 月日 所定労働時間を 所定労働時間を超え る時間数 (任意)
時間外労働	① ②		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)
		所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の数
			労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間を超えてはならず、かつ、(チェックボックスに要チェック)			
協定の成立年月日 年 月 日		協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名	
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()		協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)	
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)		使用者 職名氏名	

★新設 適格性チェックボックス

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。

- 施行日(2021年4月1日)前でも新様式を使用できます。また押印・署名がなくても届出することが出来ます。(注)記名のみで届出する場合は、別途、協定書にて労使双方の記名押印又は署名が必要です。
- 施行日以降は新様式で届出を行うか、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した書類を添付して届出を行うことが必要です。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。